

[事案 28-23] 契約解除取消請求

・平成 28 年 11 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

契約時の募集人による告知妨害等を理由に、告知義務違反による解除の取消しと給付金の支払いなどを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 11 月に契約したがん保険について、平成 27 年 7 月に前立腺がんにより入院、手術、退院後の通院をしたため、給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金も支払われなかった。

契約時に募集人に対して、集団検診の結果を踏まえ病院で検査を受け、がんではないと言われたことを説明したところ、募集人から加入できると言われたため告知しなかったものであるから、契約の解除を取消し、給付金を支払ってほしい。解除の取消しが認められないのであれば、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 募集人による告知妨害等は存在せず、告知義務違反の要件を満たしている。
- (2) 告知義務違反による契約の解除は、将来に向かって効果がある旨約款に規定されているため、既払込保険料の返還請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知の際に不適切な対応がなかったかどうかなど契約締結時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

なお、募集人については、退職済で事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が告知妨害等を行ったと認められないこと、および解除は将来に向かって効力を生じることから、申立人の主張はいずれも認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人は、直接、申立人と面談しておらず、直接面談していれば、本件紛争は回避された可能性がある。
- (2) 募集人が告知の重要性について十分な説明を行ったか疑問である。